

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://izp2.pref.yamagata.jp/ou1/kikakushinko/020051/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 山形県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形県個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	山形県私立高等学校等学び直し支援費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、 <u>高等学校等を中途退学した後再び県内の私立の高等学校等で学び直す者</u> に対して、予算の範囲内で、山形県補助金等の適正化に関する規則に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、法に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を山形県私立高等学校等学び直し支援費補助金(以下「学び直し支援金」という。)として交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		山形県私立高等学校等学び直し支援費補助金交付要綱